



北信交監第10号の2
北信交旅第15号の2
北信技保第9号の2
平成30年4月6日

各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の
基準について」の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成30年3月30日付け
国自安第259号、国自旅第324号、国自整第356号）のとおり通
知があったことから、別紙のとおり一部改正について公示を行ったので、
遺漏のないよう取り扱うとともに、関係者に対して周知されたい。

また、別添の公示（写）についても掲示されたい。



公 示

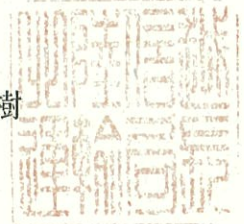
公示第2号

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年
9月30日付け公示第54号）について、別添のとおり一部改正する。
なお、この公示は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年4月6日

北陸信越運輸局長 江 角 直 樹



一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p>公示第54号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシ一業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシ一適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (平成30年4月6日付け公示第2号で一部改正.) <u>1 この公示は、平成30年7月1日から施行する。</u> <u>2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p>	<p>公示第54号</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシ一業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシ一適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成14年1月17日付け国自総第414号、国自旅第139号、国自整第137号。以下「14年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子</p> <p>1. ～6. (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

〇一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

適用条項	違反事項		違反事項		違反事項		適用条項	違反事項		違反事項	
	違反事項	基準日車等	初違反	再違反	違反事項	基準日車等		初違反	再違反	違反事項	基準日車等
運送法第27条第3項 運輸規則第3条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	10日車 10日車 120日車	警告 警告 50日車	10日車 10日車 30日車	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項 苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	10日車 10日車 60日車	警告 警告 30日車	警告 警告 30日車	10日車 10日車 60日車	警告 警告 30日車	10日車 10日車 60日車
運輸規則第21条第1項	「旅客自動車運送事業者運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	1 「旅客自動車運送事業者運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「乗務時間等告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※) 2 乗務時間等告示の遵守違反 ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※) [注2]	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)
運輸規則第21条第5項	①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 4 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用義務 運送本文4. (1)④ハハに該当するものを除く。	10日車 40日車 40日車 160日車 200日車	警告 20日車 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 40日車 160日車 200日車	1 疾病、疲労等のおそれのある乗務(注) ①未受診者30%未満 ②未受診者50%以上 2 疾病、疲労等による乗務 3 薬物等使用義務 (注) 疾病のおそれのある乗務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診していない状態で乗務させることをいう。	警告 10日車 20日車 80日車 100日車	警告 10日車 20日車 80日車 100日車	警告 10日車 20日車 80日車 100日車	10日車 20日車 160日車 200日車	警告 10日車 20日車 80日車 100日車	10日車 20日車 160日車 200日車
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※) 乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に列して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)	警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 120日車 (180日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 120日車 (180日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)	10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※) 乗務等の記録義務違反 1 記録(30乗務に列して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 120日車 (180日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 120日車 (180日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)	警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 120日車 (180日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 120日車 (180日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)	10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)	警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 120日車 (180日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 120日車 (180日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)	10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 60日車 (90日車)	

運輸規則第26条第2項	運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(○) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除外。)(◎) ③全て記録なし(○)	警告 10日車 20日車 30日車	10日車 20日車 30日車	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ①記録なし5件以下(○) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除外。)(◎) ③全て記録なし(○)	警告 10日車 20日車 30日車	10日車 20日車 30日車
		2 記録の改ざん・不実記載(◎)	60日車	60日車	2 記録の改ざん・不実記載(◎)	警告 30日車	60日車
		3 記録の保存 ①一部保存なし(○) ②全て保存なし(○)	10日車 60日車	10日車 60日車	3 記録の保存 ①一部保存なし(○) ②全て保存なし(○)	警告 10日車 60日車	10日車 60日車
運輸規則第38条第1項	運輸規則第38条第1項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし	警告 10日車 40日車	10日車 80日車	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし	警告 10日車 40日車	10日車 80日車
		2 記載事項等の不備	警告	10日車	2 記載事項等の不備	警告	10日車
		3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	3 記録の改ざん・不実記載	警告 30日車	60日車 120日車
	(削除)				4 記録の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第40条第3項	運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし	警告 10日車	10日車 20日車	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし	警告 10日車	10日車 20日車
		2 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	2 記録の改ざん・不実記載	警告 30日車	60日車 120日車
運輸規則第45条 (車両法第49条)	運輸規則第45条 (車両法第49条)	点検整備関係義務違反 点検整備関係記録等の記録義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚	警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車	点検整備関係義務違反 点検整備関係記録等の記録義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚	警告 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車
		2 記載不適切	警告	10日車	2 記載不適切	警告	10日車
		3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	3 記録の改ざん・不実記載	警告 30日車	60日車 120日車
運送法第29条	運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 40日車	20日車 80日車
運送法第30条第2項	運送法第30条第2項	事業者の健全な營運を阻害する競争 1 営業類似運送法を行う自家用自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等に未加入(注1) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上	40日車×違反車両数 80日車×違反車両数	80日車×違反車両数	事業者の健全な營運を阻害する競争 1 営業類似運送法を行う自家用自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等に未加入(注1) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上	40日車×違反車両数 80日車×違反車両数	80日車×違反車両数
		許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等に未加入(注) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上	警告 20日車 40日車	10日車 40日車 80日車	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等に未加入(注) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上	警告 20日車 40日車	20日車 40日車
運送法第86条第1項	運送法第86条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 10日車 60日車	10日車 120日車	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 10日車 40日車	10日車 80日車
労働安全衛生法 第51条第1項	労働安全衛生法 第51条第1項	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否・虚偽陳述	警告 10日車 60日車 通達本文4. (1)④及び6. (1)⑥による	10日車 120日車	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否・虚偽陳述	警告 10日車 40日車 通達本文4. (1)④及び6. (1)⑥による	10日車 80日車
労働安全衛生法 第51条第1項	労働安全衛生法 第51条第1項	報告義務違反	警告 10日車 60日車 通達本文4. (1)④及び6. (1)⑥による	10日車 120日車	報告義務違反	警告 10日車 40日車 通達本文4. (1)④及び6. (1)⑥による	10日車 80日車

第16条の2 偽造・変造・活性化法 第17条第1項	1 未報告 2 虚偽の報告 報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	第16条の2 偽造・変造・活性化法 第17条第1項	1 未報告 2 虚偽の報告 報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車
---------------------------------	--	------------	---------------	---------------------------------	--	------------	--------------